

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年 10 月 28 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600210号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1600025号

第1 結論

請求期間のうち、平成18年6月1日から同年8月15日までの期間及び同年11月13日から平成19年4月1日までの期間については、国民年金第3号被保険者の期間とし、かつ、保険料納付済期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金第3号被保険者の期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年6月1日から平成19年4月1日まで

私は、平成18年5月に婚姻し、夫が勤めていた会社で健康保険の被扶養者となる手続きを行い、併せて国民年金第3号被保険者となる手続きを行った。

その後、平成19年4月に私自身が就職し厚生年金保険の被保険者となるまでの間は、一部の期間に雇用保険の失業給付を受けた記憶はあるが、無収入で、継続して国民年金第3号被保険者であったはずなのに、夫の会社から提出された平成18年6月1日付け扶養削除の届出により、請求期間が第3号被保険者に該当しない期間とされていることに納得できないので、調査の上、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者は、国民年金加入後の保険料に未納は無い上、国民年金の第3号被保険者及び第2号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを適正に行っていることがオンライン記録により確認できることから、請求者の年金に対する意識は高いものと認められる。

請求期間のうち、平成18年6月1日から同年8月15日までの期間及び同年11月13日から平成19年4月1日までの期間については、オンライン記録によると、請求者は、請求期間直前の平成18年5月27日に国民年金第3号被保険者資格を取得し、当初、請求期間は第3号被保険者期間として記録されていたものが、その後、請求者の夫が勤めていた会社から、同年6月1日付けで、請求者に係る「健康保険被扶養者(異動)届」(削除)が1年以上経過した平成19年6月5日に提出されたことにより、平成25年12月17日に当該期間は特定期間(国民年金保険料の未納期間)として遡って訂正されている。

しかしながら、請求者が請求期間において国民年金第3号被保険者の資格要件である被扶養配偶者に該当していたか否かについて、i) オンライン記録によると、請求者の夫は、請求期間の全てについて厚生年金保険の被保険者であったことが確認できること、ii) 当時居住していた市の平成19年度住民税課税に関する「回答書」によると、請求者の平成18年中の収入金額は130万円未満で、かつ、同一住所に居住する夫の同年中の収入金額の2分の1未満であったことが確認できることから、国民年金第3号被保険者の資格要件である被扶養配偶者に該当していなかった事情は見当たらず、請求期間当時は無収入であったとする請求者の陳述内容に不自然な点は見受けられない上、請求者の夫が勤めていた会社が請求期間の全ての期間について請求者に係る扶養削除の届出を遡及して行う合理的な理由も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求期間のうち、平成18年6月1日から同年8月15日までの期間及び同年11月13日から平成19年4月1日までの期間は、国民年金第3号被保険者であった期間であり、保険料納付済期間に該当していたものと認められる。

- 2 一方、請求期間のうち、平成18年8月15日から同年11月13日までの期間については、請求者は、請求期間の一部の期間に雇用保険の失業給付を受給した旨を陳述しているところ、公共職業安定所から提出された請求者の「失業等給付（雇用保険）に係る証明書」によると、請求者が受給した同年8月15日から同年11月12日までの期間に係る基本手当の日額4,820円は、健康保険の扶養認定基準の収入金額を超えており、当該期間は、健康保険の扶養から除かれる期間となることから、国民年金第3号被保険者の資格要件である被扶養配偶者に該当しない期間であることが確認できる。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間のうち、平成18年8月15日から同年11月13日までの期間については、国民年金第3号被保険者の期間と認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600145号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600101号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成15年7月10日は88万円、同年12月10日は95万5,000円、平成16年7月9日は70万4,000円、同年12月10日は90万9,000円、平成17年7月8日は77万6,000円、同年12月9日は91万3,000円及び平成18年7月14日は80万1,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日、同年12月10日、平成16年7月9日、同年12月10日、平成17年7月8日、同年12月9日及び平成18年7月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月10日、同年12月10日、平成16年7月9日、同年12月10日、平成17年7月8日、同年12月9日及び平成18年7月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月
⑤ 平成17年7月
⑥ 平成17年12月
⑦ 平成18年7月

A社に現在も勤務しているが、請求期間①から⑦までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では標準賞与額の記録が無い。請求期間のうち一部の期間の預金通帳を所持しており、A社から賞与が振り込まれていたことが確認できる。

調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

金融機関から提出された請求者に係る普通預金元帳、請求者から提出された預金通帳の写し及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書の写し等（以下「賞与関連資料」という。）から判断すると、請求者は、A社から請求期間①から⑦までにおいて賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の賞与支給日については、上記普通預金元帳及び預金通帳の写し等で確認できる振込日から、請求期間①は平成15年7月10日、請求期間②は同年12月10日、請求期間③は平成16年7月9日、請求期間④は同年12月10日、請求期間⑤は平成17年7月8日、請求期間⑥は同年12月9日、請求期間⑦は平成18年7月14日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準賞与額については、上記賞与関連資料において推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支払額から、請求期間①は88万円、請求期間②は95万5,000円、請求期間③は70万4,000円、請求期間④は90万9,000円、請求期間⑤は77万6,000円、請求期間⑥は91万3,000円及び請求期間⑦は80万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月10日、同年12月10日、平成16年7月9日、同年12月10日、平成17年7月8日、同年12月9日及び平成18年7月14日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したが、資料が無いため確認することができず、厚生年金保険料についても納付したか否かは不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600174号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1600102号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月

A社から、請求期間①及び②に支払われた賞与は、銀行振込で支給されていた。当該賞与から、厚生年金保険料が控除されていたと思われるが、厚生年金保険の記録では、標準賞与額の記録が無い。

調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②に支払われた賞与は、銀行振込で支給されていたとしているところ、請求者からは振込口座に係る照会への回答が得られず、当該期間に係る賞与の振込について金融機関に照会することができないことから、請求者に、当該期間の賞与が支払われたことを確認することができない。

また、事業主は、「厚生年金保険被保険者に、請求期間①及び②に支給した賞与額及び控除した保険料額を確認できる資料は無い。」と回答していることから、請求者に支給された賞与額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600227号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600103号

第1 結論

請求期間のうち、昭和39年10月1日から昭和40年6月22日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間のうち、昭和53年10月1日から昭和54年12月1日までの期間について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和39年10月1日から昭和40年6月22日まで
② 昭和53年10月1日から昭和54年12月1日まで

私は、昭和39年2月から昭和42年3月まで、継続してA社に勤務しており、途中で辞めたことはないので、請求期間①が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得がいかない。

また、請求期間②において、B社が経営する美容室で勤務していたが、厚生年金保険の記録では、当該期間が被保険者期間となっていない。雇用保険に加入していたのだから、厚生年金保険にも加入していたはずである。

記憶している当時の同僚の氏名を挙げるので、調査の上、請求期間①及び②について、厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 請求者の前回の訂正請求については、請求期間①は、i) 複数の同僚に照会したものの、請求者が当該期間においてA社に勤務していたことを確認できる具体的な陳述を得ることができなかったこと、ii) A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も不明であることから、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会することができないことなどから、また、請求期間②は、雇用保険の記録から、昭和54年4月25日から昭和55年2月29日までの期間において、請求者が、B社に勤務していたことは確認できるものの、i) 厚生年金保険の記録において、B社が適用事業所であった記録

は見当たらないこと、ii) 商業登記簿謄本によると、B社は既に解散しており、当時の事業主の連絡先も不明である上、請求者が挙げる複数の同僚についてはいずれも特定することができず、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について照会することができないことなどから、既に平成27年10月27日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

2 これに対し、請求者は、i) 請求期間①について、継続して勤務していたので、当該期間の被保険者記録が欠落していることに納得がいかない旨を主張し、自身が記憶している複数の同僚の姓名を挙げることにより、ii) 請求期間②について、雇用保険に加入していたのだから、厚生年金保険にも加入していたはずである旨を主張し、自身が記憶している複数の同僚の姓を挙げることにより、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、i) 請求期間①について、請求者が挙げた同僚について、姓名又は姓のみが一致する複数の被保険者に照会したものの、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる具体的な陳述を得られなかったこと、ii) 請求期間②について、請求者が挙げた同僚については、いずれも特定することができず、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について照会することができないことから、請求者の主張のみでは、いずれの期間も当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

そのほか、請求期間①及び②について、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。